

魚津市告示第92号

市道路線の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道路線の供用を開始したので告示する。

その関係図面は、魚津市役所建設課において令和7年3月31日から令和7年4月30日まで一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

魚津市長 村椿 晃

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始 年 月 日
市道	魚津駅前 3号線	吉島一丁目606番から 北鬼江一丁目208番まで	令和7年3月31日
市道	本江新町並木町線	本江新町1013番から 並木町312番まで	令和7年3月31日
市道	三ヶ8号線	三ヶ2887番から 三ヶ2767番まで	令和7年3月31日
市道	本新5号線	本新町801番から 釈迦堂字下前田432番1まで	令和7年3月31日
市道	跨線橋南側線	北鬼江一丁目403番から 北鬼江字大沢322番まで	令和7年3月31日
市道	吉島44号線	吉島1124番7から 吉島1126番4まで	令和7年3月31日